

令和4年(2022年)6月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和4年6月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和4年6月7日(火)

出席議員

2番 田島明良

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

15番 平野隆久

3番 柴田洋巳

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

16番 中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
会計管理者	中村 吉伸	総務課長	水谷 法夫
財政課長	上ノ坊 健二	危機管理課長	長井 裕悟
企画課長	玉本 真也	税務課長	玉津 裕一
住民課長	世古 基樹	福祉保健課長	上村 毅
老人ホーム 赤羽寮長	近藤 大志	環境管理課長	宮本 忠宜
農林水産課長	岩見 建志	商工観光課長	塩崎 清人
建設課長	井土 誠	水道課長	家倉 義光
海山総合支所長	森岡 純司	教育長	中井 克佳
学校教育課長	直江 仁	生涯学習課長	直江 憲樹
監査委員	加藤 克英		

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	直江 和哉
書記	源口 晴子	書記	佐々木 猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番	中津畑 正量	2番	田島 明良
-----	--------	----	-------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、今期定例会においても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程、議事日程を朗読させていただきます。

令和4年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月7日、火曜日、9時30分、本会議、開会。議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、6月8日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、6月9日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、6月10日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、6月11日、土曜日、休会。休日。

第6日、6月12日、日曜日、休会。休日。

第7日、6月13日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、6月14日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、6月15日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、6月16日、木曜日、休会。予備日。

第11日、6月17日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和4年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火曜日）9時30分開議

- | | |
|------------|------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第23号 | 紀北町税条例等の一部を改正する条例 |
| 第6 議案第24号 | 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第7 議案第25号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第8 議案第26号 | 上里集会所建築工事請負契約の締結について |
| 第9 議案第27号 | 塵芥車購入契約の締結について |
| 第10 議案第28号 | 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について |
| 第11 議案第29号 | 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について |
| 第12 議案第30号 | 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号） |
| 第13 報告第1号 | 令和3年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

以上でございます。

入江康仁議長

これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 中津畑正量議員

2番 田島明良議員
のご兩名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の日程の件を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、6月7日から6月17日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月7日から6月17日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月1日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会に提出され、受理した案件は、条例改正及び契約案件等が7件、補正予算が1件、報告案件が1件の計9件となっております。

なお、陳情等3件を受理しておりますが、町外からのものであるため、議員の棚に配付し

ております。

次に、一般質問についてであります。5月25日から31日までの提出期間内に、8人の議員から通告書が提出されました。日程については、14日火曜日に4人、15日水曜日に4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和3年度2月分と3月分、令和4年度4月分及び普通会計の令和3年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

三重紀北消防組合議会は、7月6日水曜日午前10時から、紀北広域連合議会は、同日午後1時30分から、東紀州環境施設組合議会は、7月1日金曜日午前10時から、それぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありました。また、本定例会より、老人ホーム赤羽寮長を出席させたい旨の申し出が町長からあり、許可しておりますので、併せてご報告いたします。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の橋本雄固さんが6月1日にご逝去されました。橋本氏におかれましては、平成3年の選挙で紀伊長島町議会議員に初当選して以来、平成18年11月30日の任期満了による引退までの4期15年6か月間、町議会議員として町の発展に多大なご尽力を賜りましたことに感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。

8日と9日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、4件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域を支援し、地方創生を図るために創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ではありますが、今回、紀北町に配分される限度額が1億1,698万5,000円と示されてまいりました。今後、利活用するための事業計画案を取りまとめた上で、議会に提案をしてみたいと考えておりますので、改めてご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、新型コロナワクチンの4回目接種についてでございます。

新型コロナワクチンの4回目接種が、令和4年5月25日から令和4年9月30日までの予定で実施をいたしております。対象につきましては、60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患をお持ちの方と、新型コロナウイルス感染症にかかると重症化リスクが高い方です。対象者には、3回目接種から5か月を経過した方から順次接種券を発送しております。また、基礎疾患や重症化リスクのある方については、役場への申請が必要となります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種の6月1日時点での接種率は、1回目が86.9%、2回目が86.5%、3回目が74.0%でございます。

続きまして、デジタル田園都市国家構想推進交付金の採択に向けた取組状況についてでございます。

国内のデジタル化の遅れを取り戻すため、国が進めるガバメントクラウド及びデジタル田園都市国家構想を中心としたデジタル社会への移行につきましては、町におきましても対応

が急務と考え、新設したデジタル社会推進係を中心として対応を進めているところでございます。

とりわけ、データを利活用する高度な住民サービス等を提案していくためには、データ連携や共通基盤を中心とした整備が必要であり、重複した投資をなくし、整備・維持経費を分担することで費用削減効果が期待できることから、広域での連携の下、経済的かつ効率的にデジタル社会への移行を進めていくことが必要と考えています。

現在、国の手厚い補助を受けることができるデジタル田園都市国家構想推進交付金の事業採択を受けるべく、多気町以南の6町で事業提案を開始いたしました。国から採択を受けることができれば、相応のデジタル社会への移行ができるものと考えておりますので、今後のデジタル社会推進に関する取組について、ご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

最後に、令和3年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

このたび、令和3年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が109億6,950万6,782円、歳出決算額が103億7,239万9,849円、差引き5億9,710万6,933円が繰越額となり、このうち、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源2,577万2,752円を差し引いた実質収支は5億7,133万4,181円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が4,827万1,631円、介護サービス事業特別会計の繰越額は1,439万1,143円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は1,906万5,033円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出の差引額が2,045万6,365円で、このうち、消費税相当額の876万2,343円を差し引いた純利益は1,169万4,022円となりました。資本的収支では、収入支出差引額が1億3,853万5,899円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上4件をご報告いたしまして、6月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

日程第5～日程第12

入江康仁議長

お諮りします。

日程第5 議案第23号から日程第12 議案第30号までの8件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案8件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第23号 紀北町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結についてであります。上里集会所を改築するため、令和4年5月26日に入札執行した上里集会所建築工事請負契約を締結するに当

たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 塵芥車購入契約の締結についてであります。紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターに配備する塵芥車の購入に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてであります。紀北町消防団海山方面隊第1分団4部中里に配備する小型動力ポンプ付積載車の買換えに伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,670万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億817万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上8件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第23号の説明を求めます。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

皆様、おはようございます。

それでは、議案第23号についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第23号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

まずは、改正の経緯、概要等の説明をさせていただきます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月22日に可決成立し、3月31日に公布された内容のものでありまして、今回、町税条例に反映するために、6月議会に議案として上程するものでございます。

令和4年度の税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様な方面に配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、新規及び既存企業の協働によるプロジェクトをさらに促進するための措置を講じ、また、温室効果ガスの排出ゼロを目指すカーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえまして、住宅ローン控除等を見直すものとなっております。

加えまして、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から、所要の措置を講ずる内容となっております。

地方税の主な改正点といたしましては、固定資産税（土地）の負担調整措置、住宅ローン控除の特例の延長、納税環境整備に係る所要の措置などがございます。

それでは、最初に、紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部改正について、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

紀北町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表でございます。左側が新、右側が旧でございます。

一番最初に、第18条の4、納税証明書の交付手数料につきましては、地方税法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、同じページの第33条、所得割の課税標準につきましては、特定配当等、特定株式等譲渡所得金額に係る所得割の課税標準の見直しに関する規定の整備でございます。

次に、7ページをお願いします。

第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除につきましては、特定配当等及び特

定株式等譲渡所得金額に係る所得割の控除の見直しに関する規定の整備でございます。

次に、8ページから9ページでございますが、第36条の2、町民税の申告につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に関する規定の整備でございます。

9ページの第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の見直しに関する規定の整備でございます。

次に、9ページから10ページになります。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書の見直しに関する規定の整備でございます。

10ページをお願いします。

10ページの第53条の7、特別徴収税額の納入の義務等につきましては、地方税法施行規則改正に伴う規定の整備でございます。

次にまいります。

10ページの下段から11ページになります。

第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料につきましては、地方税法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、11ページ中段になります。

附則です。附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、前条の第7条の3の共通見出しとなっております個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長等に関する規定の整備でございます。

次に、11ページから12ページになります。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、申告方式の選択に関する規定の整備でございます。

次に、同じく12ページになります。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、地方税法改正に伴う規定の整備でございます。

次にまいります。

12ページから13ページになりますが、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、申告方式の選択に関する規定の整備でございます。

次に、13ページから14ページになります。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、申告方式の選択に関する規定の整備でございます。

次に、14ページ下段の附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましても、次の条になります附則第25条の整備に伴う規定の整備でございます。

次に、14ページ最下段から15ページの附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましても、所得割に係る住宅借入金等特別税額控除措置の延長等に関する規定の整備でございます。

16ページをお願いします。

第2条関係でございます。

次に、紀北町税条例の一部を改正する条例（令和3年紀北町条例第14号）の一部改正について説明いたします。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましても、公的年金等受給者の扶養親族申告書の見直しに関する規定の整備でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第24号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書17ページをご覧ください。

議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

このたびの改正内容でございますが、主な内容といたしましては、国民健康保険料の未就

学児に対して賦課する被保険者均等割額の減額と国民健康保険料の賦課限度額の見直しでございます。

順番に内容をご説明させていただきます。

まず、国民健康保険料の未就学児に対して賦課する被保険者均等割額の減額についてでございますが、18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページ、19ページは改正文でございます。18ページ、第1条が本文の改正内容となります。

新旧対照表は20ページから23ページとなります。こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

21ページをご覧ください。

左側が改正条文となります。

21ページ下段より6行目から23ページの下線部分は、未就学児の被保険者均等割額の減額についての条の追加でございますが、内容につきましては、世帯に0歳から満6歳到達年度未までの未就学児である被保険者がいる場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を、当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額にするものでございます。

紀北町では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で各世帯の保険料を算定しております。そのうち、未就学児がいる世帯の保険料のうち、未就学児分に係る均等割額を5割減額する措置であります。

20ページ、21ページの下線部分の第34条の3は、未就学児の被保険者均等割額の減額についての条文の追加、第72条の3の2第1項につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額についての軽減分に係る国庫負担金についての条文の追加になります。

19ページの改正文をお願いいたします。

19ページ中段、附則第1項前段のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、附則第2項につきましては、経過措置を定めたものでございます。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、19ページをお願いいたします。

中段の第2条が本案の改正内容となります。

新旧対照表は24ページ、25ページとなります。

こちらの新旧対照表にて説明をさせていただきます。

24ページをご覧ください。

左側が改正条文となります。第22条、第22条の12、第34条、第34条の5、第34条の6の下線部分が条文の変更となりますが、内容につきましては、保険料のうち基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

なお、介護納付金賦課額に係る賦課限度額は、17万円のまま、変更なしでございます。

19ページの改正文をお願いいたします。

賦課限度額の改正につきましては、本町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしまして、前回と同様に、施行年月日につきましては、附則第1項のただし書のとおり、1年後の令和5年4月1日からの施行としております。

附則第3項におきましても、先ほどと同様に、保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については従前の例によるとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第25号の説明を求めます。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

それでは、議案第25号についてご説明させていただきます。

議案書26ページをご覧ください。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

27ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

紀北町長 尾上壽一

本改正でございますが、議案書1ページの議案第23号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月22日に国会において可決成立し、3月31日に公布された内容のものでありますが、施行日が令和4年4月1日のため、3月31日に専決処分を行い改正したものを本議会において報告し、承認を求めるものでございます。

紀北町税条例の改正点のご説明に当たりましては、法令の引用や条項の削除等による単に条文番号等の繰上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください承賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、内容につきましては、紀北町税条例の一部を改正する条例新旧対照表にのっとりましてご説明させていただきます。

30ページをお願いいたします。

紀北町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

一番最初、第34条の7、寄附金税額控除につきましては、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金における法人の範囲の見直しに関する規定の整備でございます。

同じく30ページ下段から次のページの上段、第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、条項のずれでございます。

31ページ中段、第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、次条第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備によるものでございます。

31ページ下段から始まります附則でございます。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、地方税法附則第15条の改正の条項のずれ、追加等規定の整備でございます。

次に、33ページ中段から34ページ中段に当たります第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う規定の整備でございます。

次にまいります。

34ページ中段から35ページになります。

附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、宅地等の固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う規定の整備

でありまして、令和4年度における商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする措置に関する規定の整備でございます。

最後になりますが、29ページにお戻りください。

29ページの中段、第1条、施行期日をお願いいたします。

施行期日ですが、「第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。」とありますように、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第26号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書36ページをお願いします。

議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 上里集会所建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 8,525万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町上里45番地2

株式会社 岡本組

代表取締役 岡本一彦

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

上里集会所を建築するため、令和4年5月26日に入札執行した上里集会所建築工事請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なため。

上里福社会館は昭和50年度に建設され、上里地区の方々に活用していただいておりますが、老朽化が著しく、平成29年に上里自治会から改築の要望書が町に提出されました。その後、

自治会と協議を重ねてきた結果、建て替えるという結論に達し、令和4年3月議会にて予算を認めていただきました建築工事を行うためのものがございます。

議案書37ページをお願いします。

議案書37ページにつきましては、資料1としまして、上里集会所建築工事に伴う工事費、工事概要、工期についての説明となっております。

まず、工事費に関しましては、請負金額が8,525万円であります。この請負金額は、工事価格の7,750万円に10%の消費税775万円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により1社の参加があり、株式会社岡本組が落札しました。予定価格の8,549万6,400円に対する落札率は99.7%であります。

次に、工事の概要でございますが、建築工事の主な工事内容につきましては、仮設工事、土工事、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、屋根工事、左官工事、外構工事、内装工事ほかとなっております。

次に、電気設備工事の主な工事内容につきましては、電灯設備工事、幹線設備工事、コンセント設備工事ほかとなっております。

次に、機械設備工事につきましては、空調換気設備工事、衛生設備工事となっております。

次に、解体工事につきましては、本体・外構解体工事、発生材運搬及び処分費、アスベスト除去工事となっております。

工期につきましては、議会の議決の日から令和5年2月11日まででございます。

議案書38ページをお願いします。

議案書38ページにつきましては、資料2として、上里集会所建築工事の工事費と工事概要の設計概要でございます。

まず、工事費に関しましては、設計金額が8,549万6,400円であります。この設計金額は、工事価格の7,772万4,000円に10%の消費税777万2,400円を加えたものであります。

次に、工事概要に対する設計金額でございますが、建築工事に対する設計金額は4,378万3,000円、電気設備工事に対する設計金額は333万6,000円、機械設備工事は1,106万7,000円、解体工事は1,953万8,000円で、工事価格は7,772万4,000円でございます。

続きまして、議案書の39ページをお願いします。

議案書39ページにつきましては、資料3として、上里集会所建築工事の平面図となっております。

建築される上里集会所は、木造平家建てで、延べ床面積は183.01㎡であります。資料の右、

北の方角に玄関があり、階段及びスロープが設置してあります。中に入り、玄関から廊下、各部屋へは段差がなく、52.9畳の会議室、10畳の和室、14.5畳の厨房、男女別トイレ及び多目的トイレ、7.6畳の小屋裏物置となっております。

なお、大会議室、厨房、廊下の床材は、コミュニケーションタフという、すり傷などがつきにくいフローリングになります。また、小屋裏物置へは、収納式の階段で上がることになります。

続きまして、議案書の40ページをお願いします。

議案書40ページにつきましては、資料4として、上里集会所建築工事の立面図でございます。

資料の上段左側の図は、南側から見た立面図となっており、厨房への出入口が設置してあります。次に、上段右側の図は、東側から見た立面図で、3段のテラスを設置しております。下段左側の図は、北側から見た図となっており、玄関及びスロープ部分になります。次に、下段右側の図は、西側から見た図でございます。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入江康仁議長

それでは、次に、議案第27号の説明を求めます。

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

それでは、議案第27号についてご説明させていただきます。

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第27号 塵芥車購入契約の締結について

次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 塵芥車2台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2,133万5,960円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀820番地1
有限会社 山口自動車工業
取締役 山口公孝

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターに配備する塵芥車の購入に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の塵芥車購入契約につきましては、一般ごみの収集・運搬に使用しております塵芥車、いわゆるパッカー車について、老朽化が著しいため、塵芥車2台を買換えすることに伴い、購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

昨年度、紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターに1台ずつ購入をさせていただいております。今回、塵芥車を2台買換えすることにより、紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンターそれぞれに、新しい塵芥車2台と予備車1台となるものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書の42ページ、資料1をお願いいたします。

資料1につきましては、リサイクルセンター塵芥車購入事業として、購入費、概要、納入期限でございます。

上の表が購入費の内訳でございます。

契約金額につきましては、2,133万5,960円で、物品価格1,939万6,327円と消費税193万9,633円を合計した金額でございます。予定価格は、消費税込みで2,433万7,500円で、予定価格に対する落札率は87.67%でございます。

続きまして、下の表の概要（主な仕様）でございます。

購入数量等といたしましては、購入する車両は2台、いすゞELFナロー（ハイブリッド）であります。塵芥仕様の架装は一式でございます。

次に、シャーシ等につきましては、ハイキャブ2WDのディーゼルエンジンで、モーターアシストがついたものでございます。排気量は2,999cc、最大積載量は2.00t、6速スムーサーExで、定員は3名でございます。

次に、架装・取付品等につきましては、新明和工業株式会社製のG-PX、2t級の圧縮式塵芥車で、ボディ容積は4.0m³、積込方式はプレス式、排出方法は排出板式、汚水タンク

は90L、ホッパ材質は高張力鋼板、テールゲート材質はステンレス合金鋼のSUS430、車体後部に「作業中」という電光掲示板、広角バックアイカメラ一式、ドライブレコーダー一式、ボディ及び架装部分についても全塗装を行い、車両に「紀北町」などの文字入れ一式、座席シートに糸入ビニール張りを一式、車載工具・付属品一式でございます。

次に、納入期限でございますが、納入期限につきましては令和4年12月24日でございます。

続きまして、議案書の43ページの資料2をお願いいたします。

資料2につきましては、購入する塵芥車の正面図、側面図、上部から見た図となっております。車両の全幅は1,890mm、全長は5,310mm、全高は2,370mmでございます。

議案第27号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、議案第28号に入る前に、暫時休憩いたします。

(午前 10時 27分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

入江康仁議長

次に、議案第28号の説明を求めます。

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について

次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業（令和4年度分）

- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1億6,480万円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一見勝之

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

今回提案の委託事業契約につきましては、令和4年度当初予算に係る国からの農山漁村地域整備交付金の配分等に基づく事業費に町単独事業分を加えた金額をもって三重県に事業委託いたしたく、今回、委託事業契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書45ページの資料1をお願いします。

資料1につきましては、令和4年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施工期間でございます。

上の表が、令和4年度における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。契約額につきましては、事業費が1億6,000万円、事務費が480万円の合わせて1億6,480万円でございます。

続きまして、下の表の事業費概要をお願いいたします。

この表は、上記契約額のうち事務費を除いた事業費で、三重県との委託契約に係る部分で、令和4年度の現時点での事業予定でございます。令和4年度分の矢口漁港海岸につきましては、交付金事業、町単事業の2つの事業で実施します。

まず、交付金とありますものは、農山漁村地域整備交付金に係るもので、工事内容は、堤防工一式5,000万円、陸開工一式3,000万円でございます。

次に、町単事業とありますものは、合併特例債を活用して平成30年度から実施している事業で、事業内容は堤防工一式で、金額は8,000万円でございます。2つの事業を合わせた1億6,000万円が、県に委託する事業費分でございます。

次に、施工期間であります。

施工期間につきましては、議決の日から令和5年3月31日までを予定しております。

続きまして、議案書46ページの資料2をお願いいたします。

資料2につきましては、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。令和3年度以前の契約部分を黄色、令和4年度の契約部分を赤色、令和5年度以降の契約部分を緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、国の交付金事業で施工するA区間と町単独事業で施工するB区間に大きく分けて事業を実施しております。A区間の中の令和4年度分は、②の堤防工38m、③の堤防基礎工25m、④の陸閘工1基を予定しております。次に、B区間の中の令和4年度町単事業分につきましては、①の堤防工61mを予定しております。

続きまして、議案書47ページ、資料3をお願いいたします。

資料3につきましては、先ほどの全体平面図と同様に、令和3年度までの契約部分を黄色、令和4年度の契約部分を赤色で表示しております。町の単独事業で施工するB区間にある令和4年度契約分の①の堤防工61mに係る施工予定箇所の堤防工の標準断面図でございます。

続きまして、議案書48ページ、資料4をお願いいたします。

資料4につきましては、交付金事業で施工するA区間にある令和4年度契約分の②の堤防工38mに係る施工予定箇所の堤防工の標準断面図でございます。

続きまして、議案書49ページ、資料5をお願いいたします。

資料5につきましては、交付金事業で施工するA区間にある令和4年度契約分の③堤防基礎工部分の標準断面図でございます。

続きまして、議案書50ページ、資料6をお願いいたします。

資料6につきましては、交付金事業で施工するA区間にある令和4年度契約分の④陸閘工分の全体配置図でございます。

議案第28号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第29号の説明を求めます。

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

それでは、議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の51ページをご覧ください。

議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 小型動力ポンプ付積載車1台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 645万7,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市岩田2番8号

株式会社 山口商会

代表取締役社長 山口久彦

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町消防団海山方面隊第1分団4部中里に配備する小型動力ポンプ付積載車の買換えに伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

議案書の52ページをお願いいたします。

資料1となっております。上段は購入費、下段が概要となっております。

本事業は、令和4年度小型動力ポンプ付積載車整備事業であります。

まず、購入費に関しましては、契約金額が645万7,000円であります。この金額は、物品価格の587万円に10%の消費税58万7,000円を加えたものであります。入札は、一般競争入札により3社の参加がありました。最低価格を提示いたしました株式会社山口商会が落札しております。予定価格の1,043万6,800円に対する落札率は61.86%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、ベースとなる車両はトヨタのハイエース1台であります。積載する小型動力ポンプはSHIBAURAのB-2型1台、その他、消防車両としての艀装一式であります。

これらの内訳であります。シャーシ等につきましては、フルタイム4WD、6速ATで、エアコン・パワーステアリング付、ガソリンエンジンで排気量は2,693ccとなっております。最大積載量は0.85t、乗車定員は6名であります。

小型動力ポンプにつきましては、SHIBAURA FS500で、ポンプの級別はB-2型、水冷4ストロークエンジンで、検定出力は32kW、電子制御燃料噴射式のオイルレス真空ポンプであります。

艀装・取付品等は、主なものといたしまして、レール引き出し式の小型動力ポンプ積載装置を備え、車体等の色はメーカー塗装の消防色でさび止め処理を行い、ホース格納棚、赤色回転灯を設置し、電子サイレン、仕様書に記載の取付装置及び取付品、附属品を一式取り付けたものとなります。

納入期限は令和5年2月28日であります。

議案書の53ページをご覧ください。

53ページの資料2ですが、この図面につきましては、小型動力ポンプ付積載車の前方・後方・真上からの平面図及び左右側面図と、主な艀装及び附属品の設置予定などを示したイメージとなっております。番号の1番から9番は、その艀装・付属品等の設置予定位置を示しております。

なお、小型動力ポンプをはじめ、消火ホース、管鎗、とび口などの備品は、車内に格納されるタイプとなっております。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第30号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,670万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億817万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金は、750万円を増額するもので、子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に伴う子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金550万円、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金200万円を新たに計上するものでございます。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第4目・農林水産業費補助金は、50万円を増額するもので、一般土地改良事業の宮谷池事業計画策定業務委託に係る団体営ため池等整備事業費補助金を新たに計上するものでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、15万円を増額するもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰入れするものでございます。

7ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入は、1,855万8,000円を増額するもので、消防団関係雑入の消防団員退職報償金として、退職報償金請求額の増額に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から補てんされるものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は、750万円を増額するもので、子育て世帯生活支援特別給付金事業は5月に国から内示があり、低所得の子育て世帯に対する特別給付金として児童1人当たり一律5万円が支給されることから、それに伴い、給付金や電算事務委託料等を新たに計上するものでございます。

9ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第5目・農地費は、65万円を増額するもので、一般土地改良事業の宮谷池事業計画策定業務委託において、4月に国の補正予算の割当内示があり、それに伴い、委託料を補正するものでございます。

10ページをご覧ください。

第8款・第1項ともに消防費、第2目・非常備消防費は、1,855万8,000円を増額するもので、消防団員活動事業の紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金請求額の精査に伴い、消防団退職報償費を補正するものでございます。

以上で議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で提案理由及び内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第5

入江康仁議長

日程第5 議案第23号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番、近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第23号の質疑ですね、この第23号、今回、国の法律改正があって改正するということですが、書式だけ変えるというのも、たくさんこの内容の中にはあるんですが、私一番、あ

あとと思ったのは、DVの被害者の救済のための条例改正が国であって、それに伴って町の税条例も変えるという部分があると思います。

私、3点あるのではないかなと思います。6ページの第18条の4、納税証明書の交付手数料、そして、2点目といたしましては、10ページの73条の2、下のほうなんですけれども、固定資産税台帳の閲覧の手数料、そして、もう一点、11ページ、第73条の3、固定資産税台帳に記載されている事項の証明の交付手数料、これらがDVの被害者の皆さんを救うための改正になっていると思うので、この3点でいいのかというのと同時に、DVを救う改正についての詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

お答えいたします。

今、議員のご指摘のDVの被害者の保護ということなんですけれども、以前から、地方税法ということではなく、総務省からの通知によりまして、住民基本台帳事務処理要領というのがありまして、それで適用・運用はしておりました。今回、地方税法が改正するに当たりまして、実際、町条例も改正するというところです。これが前段でございます。

ご指摘の点なんですけれども、第18条の4、納税証明書の交付手数料、次に第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料ということで、今回、町条例のほうを3点改正ということで上程させていただきました。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

3点改正されて、DVの被害に遭っている方への支援が前進すると思うんですけれども、実際に被害に遭っている方たちには、この閲覧とか、そういうときに初めて知ることか、事前にそういうことをお知らせすることか。どのような方法で、実際に困っている人たちに、税のこういう部分でも救われるよということをお伝えすることになるのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

お答えいたします。

DV等の被害者の方からの申し出ということになりますので、個人情報保護ということもあるのですが、そこら辺、厳格に対処、個人情報保護ということで対応させていただきます。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

適切に対処するというところで、何かちょっと私、理解しにくい部分もあるんですけども、適切に措置をお願いしますということで、3回目なので、もう2、3点お伺いします。

14ページの第24条、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例というので、2年前の6月議会にもこのような提案があったと思うんですけども、これイベントなので、チケットを買っていて、それが中止になって、そのチケットを返還、お金を返してもらうこともできるけれども、それをそのまま寄附金にもできるよということなのかどうか、1点お伺いしたいのと、あと、ちょっと戻ってしまうのかな、ごめんなさい、10ページから戻りますけれども、8ページですね。

町民税の申告というところで、第36条の2、町民税の申告、これは納税所得者の方が、所得が合計900万円以下でなければ、今までのような控除は受けられない。合計所得金額が900万円以上になると、今まで生命保険とか地震保険料、勤労学生、配偶者特例金額などが、どれだけ所得があっても、こういうものが受けられるようになっていたけれども、今回、条例の改正で、合計所得金額が900万円以上になると受けられなくなると、お金持ちの方の増税につながることになるのではないのかなと思うんですけども、その理解でいいのかどうか。

そして、紀北町にも、このような合計所得金額が、所得ではないんですね、合計所得金額が900万円以上ある方がおられるのかどうか、個人情報になるかもしれませんが、お聞きいたします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

議員のご指摘の点、2点お答えさせていただきます。

まず最初に、第24条の関係でございます。その関係ですけれども、2年前の6月議会に上程させていただきまして、その内容なんです、この新旧対照表にも書かれておりますけれども、「第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金」の返金とか返還ということなんですけれども、議員のお話にありましたように、普通でしたら、販売元で返金してもらおうというのが通常かと思うんですけれども、その分を作業する方に貢献するという意味で、寄附金控除にも対象になりますよということで、こういうことで2年前に上程させていただいております。

次に、先ほどの第36条の2、新旧対照表の8ページの町民税の申告でございます。

議員ご指摘の、前年の合計所得金額が900万円以下というふうに明記されておりますけれども、これ住民税のしおりなんですけれども、現在1,000万円以下ということになっておりまして、今回、この条例が施行されるのが令和6年1月1日というふうになっておりまして、その時期になりますと条例改正、施行されますよということで、周知期間ということで上程させていただいています。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

5番、大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

質疑をさせていただきます。

未就学児の均等割保険料の公費の負担について質疑をしたいんですが、例えば低所得者世帯には既に軽減措置というのがあります。例えば5割軽減の場合は、残りの5割の半分2.5を足して7.5割の軽減になるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

大西議員の質疑にお答えします。

今回の未就学児の軽減なんですが、もともと所得の低い世帯におきましては、均等割・平等割の軽減措置があります。2割・5割・7割になるんですが、その2割・5割・7割の軽減をした後、さらに5割を軽減するというような形になります。

以上になります。

入江康仁議長

大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

低所得者世帯だけでもよろしいんですけれども、世帯か人数で、どちらでもいいんですが、どれぐらいの方が軽減をされるのかということと、この公費負担は、町の場合、何分の1が町の負担になるのか、その2点お伺いします。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

軽減となる未就学児の人数なんですが、令和4年度の保険料の本算定は来月になりますので、令和3年度の本算定時点で計算しますと、軽減対象者は27名になります。

あと、軽減措置に対する財源なんでございますが、ほかの軽減措置と同じく、国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1を負担することになっております。

以上になります。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方はありますか。

11番、近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第25号は、31日に国のほうで決定したので、それに関して、4月1日から施行するというところで専決した部分に当たるという説明でした。

それで、30ページの第34条の7、寄附金税額控除と、そして、もう一点、34ページで、今回の第25号の目玉みたいになるのかなとは思いますが、34ページの宅地などに対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、第12条ですね、これの詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

近澤議員のご質問2点、お答えさせていただきます。

まず1点目、30ページの第34条の7、寄附金税額控除でございますけれども、この関係ですけれども、経過措置の終了に伴う削除と、ざっくり言うとそうなんですけれども、平成26年度から7年経過したことによりまして、この部分につきましては法改正がございまして、見直し削除ということになりました。

もう一点、34ページの附則第12条の関係です。宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例ということでございます。

令和4年度におきましては、新旧対照表にも書かれておりますけれども、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては100分の2.5、通常5%なんですけれども、2.5%にいたしますということで、条例改正、上程させていただいております。

内容につきましては、私、冒頭でお話しさせていただきましたけれども、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り2.5%にしますよということなんです。

通常、商業地と申しますと、住宅用地以外の宅地、例えば宅地で家がない状態ですね、簡単に、雑種地とか駐車場とか。そういうようなイメージを持っていただいたらよろしいかと思うんですけれども、課税標準額の価格掛ける70%掛ける税率が税額ということで算出されます。平成6年度の評価替えから70%と、全国一律なんですけれども、70%を基準に持ってきますよということなんです。ですけれども、全部が全部70%超えるわけでもありませんし、もっと低い場合もあります。

今回適用されるのが、令和3年度の課税標準額が60%未満の場合は、70%に近づけるため、本来ならば5%ですけれども2.5%にしますという、そういったことになっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

第34条の7、寄附金控除のところでは、平成26年度から7年経過しているので、見直しで削除というお話でした。具体的に、どれがどう削除されてどうなるのかというのをちょっと詳しく説明をお願いしたいのと、住宅の今回目玉になる、景気を高めるために5%から2.5%に軽くなるということなんですけれども、これも令和元年からだったと思うんですけれども、令和元年も令和2年も令和3年も5%だったけれども、今回初めて2.5%になる、その理解でよろしいのかどうか。多分そうだったと思うんですけれども、確かめです、ごめんなさい。確かめます。

以上です、2回目。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

議員のご質問にお答えいたします。

寄附金税額控除の関係なんですけれども、この部分、所得税法施行令の一部を改正する政令ということで、今ちょっと持っているんですけれども、この中での2号、3号というのがありまして、この部分が、時限立法というわけではないですけれども、この期間だけ適用されますということが規定されております。

例えばということで、財団法人日本体育協会、財団法人貿易研修センター、あるいは財団法人日本オリンピック委員会ということで、ここに書かれてありますように、公益社団法人及び公益財団法人というわけではなくて、一般財団法人、一例ですけれども、適用されますよということで、時限立法ということでご理解いただけたらよろしいかと思えます。

もう一点、附則第12条の関係なんですけれども、これ、見出しのところに「令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例」ということが書かれています。令和4年度は2.5%です。令和3年度、去年は据置きということで、令和2年度と一緒にございました。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

3回目、宅地に関しては、宅地だけじゃなく商業地も適用されるということで、よく分かりました。そして、令和4年から2.5%ということで、寄附金控除で一般財団法人も対象になったというお話でしたが、一般財団法人、ユニセフとか、そういうことが対象になったと理解していいのかどうか、お伺いします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

一般財団法人の一部ということで理解を、公益財団法人は、改正後も書かれております、公益社団法人と公益財団法人は適用になります。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 26 号 上里集会所建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6 番、原隆伸議員。

6 番 原隆伸議員

この工事の中で、38ページに記載されておる資料 2 の中のアスベスト除去工事について、処分方法とか処分地とかについて答弁願えれば幸いです。

あと、この図面、39ページ、40ページの図面の中で、作業スペースというのがございますけれども、この作業スペースのところは、基礎があるんですけども、その上が何も無いものですから、作業スペースは雨が降っても関係ないようなことをするのか、そこら辺ちょっとお聞きします。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

原議員の質疑にお答えします。

まず、アスベストについてですが、今回の解体では、アスベスト除去工事費を含んでおります。解体費の設計金額では、2,149万2,000円ありましたが、アスベスト除去工事に係る金額は、1,204万円を設計しておりました。

アスベストは、石綿の含有量の多いものから、レベル 1 からレベル 3 の分類をしております。上里福社会館は、屋根部分と外壁部分がレベル 3、内部和室壁等がレベル 1 の含有量が含まれておりました。

アスベストの除去につきましては、大気汚染防止法、石綿障害予防規則に準じて、除去・

運搬・処分をする予定であります。

続きまして、39ページの作業スペースでございますが、こちらは厨房からの出入口になります。今回の工事では、この作業スペースの上に屋根をつける予定はございません。

以上になります。

入江康仁議長

原隆伸議員。

6番 原隆伸議員

アスベストの点について、これ、搬送先については、搬送先及び処理地について答弁がなかったものですから、追加お願いします。

それから、厨房なんですけれども、屋根を造るかどうかの議論というよりも、これが雨天の日はやらなくてもいいようなことをやるのかどうかだけ、ちょっと明確に答弁願います。よろしくお願いします。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

今回のアスベストの搬送先でございますが、搬送先につきましては、今後業者が確定次第、大気汚染防止法、石綿障害予防規則に準じて行われる予定でございますので、搬送施設についてはまだ確定しておりません。

あと、次なんです、作業スペースにつきましては、これは上里集会所が建設された後、外流しとして、上里自治会のほうで使う予定でございます。

以上になります。

入江康仁議長

原隆伸議員。

6番 原隆伸議員

アスベストについては、搬送先、業者が確定していないということで、確定したことはお聞きできなかったんですけれども、こちら辺、問題のないような対処方法をよろしく願います。搬送の伝票というんですか、あれがありますので、こちら辺で確認は十分できるものと思われましても、何分にもアスベストでございますので、慎重に対処のほど、よろしく願います。

それから、厨房については、外流しということではございますけれども、雨降るときに作

業しないのであればいいんですけども、雨が有的时候に作業する可能性があるとするならば、そこら辺も考慮したことが考えられるのであれば、そのようにしていただければと思います。よろしく申し上げます。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

アスベストの処理につきましては、適切な処理を講じるように管理していきたいと思っております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第27号 塵芥車購入契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

議案第27号の塵芥車購入契約締結について質疑させていただきます。

これ、3月当初予算で予算認められておる件なんですけれども、当初予算のときの説明をずっと見ておったんですけども、ハイブリッド車であったり、いろんな6速のミッションについて、少し、当初の説明がどうやったかという細かいところがちょっと分かりづらくて、説明読み切れていなくて、ここで質疑になるんですけども、当初の説明で、ハイブリッドであったり6速スモーターE xと説明された部分というのは、当初の計画自体がこれでよか

ったということですか。まずそれで、答弁をお願いします。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

当初予算時のご説明につきましては、ちょっと申し訳ありません、今資料を持ち合わせておりませんので、当初ハイブリッドで説明させていただいたかどうか、ちょっと記憶にないんですが。

金額が、予算を見るときに、ハイブリッドじゃない、ハイブリッドであるとかという場合は、金額に相当やっばり違いが生じてきますので、当初予算時、そういうことで見積りをさせていただいたと考えております。

以上です。

入江康仁議長

奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

金額が金額、当初予算が、これは今年度の当初予算が2,286万円なんですけれども、昨年度、同じように2台の塵芥処理車を購入しておるんですけれども、購入の物品価格が1,327万2,727円で、その差は何かなと思っておったら、ハイブリッドであるというところで、今回確認したところなんですけれども、ハイブリッドにしていった経緯というのが、当初で説明されているのは、我々が確認不足であったのなら何ですけれども、これハイブリッドにしていったとか6速スモーターEx、ちょっと分からないんですけれども、これに決められたというか、仕様書がどうなっておるかというところなんですけれども、これに変えていこう、高くなってもこれに変えていくというか、去年から1年しかたっていないので、それにしようというふうを考えられた経緯というのを、ちょっと説明いただきたいと思います。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

今回、モーターアシスト付のハイブリッド車を購入したいというものでございます。これにつきましては、今まで、町の事務事業であります。紀北町地球温暖化対策実行計画を実施していて、CO₂の削減に取り組んでいるということと、ゼロカーボンシティ宣言を行っておりまして、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指しているというところから、

車両の燃費性能の優れた車両を購入したいというものでございます。

以上です。

入江康仁議長

奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

購入したいという、したいじゃなくて、もう入札終わっておるんで、購入する目的で入札をかけたというところだと思うんですけども、3月当初に予算をしたときに、それであれば当初のときに、今回購入に当たっての計画の段階で、ハイブリッドにしたい、ゼロカーボンというところの考え方があったのであれば、そのときに説明があったのかどうか、ちょっと委員会の審議についても見させていただいたんですけども、特になかったのも、皆さん、特に変わった内容ではなかったのかなというふうに思っておったんですけども、当初のときからこの予定であったという認識でよろしいんですか。

3回目なので、ちょっと説明が、答弁もらっても、中途半端になってくるかもしれないですけども、残りは委員会のほうでやっていただいたら、ありがたいなというふうに思いますので、答弁もらって終わります。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

申し訳ありません、当初のときにどういうふうな説明をさせていただいたのか、今ちょっと定かではございませんが、見積り時、ハイブリッドということで予算を考えさせていただいたものと考えております。申し訳ありません、今ちょっと、当初予算時の見積りの資料を持っておりませんので。

(「答弁不足」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

奥村仁議員、答弁不足で、認めます。

7番 奥村仁議員

仕様書自体がハイブリッド車ということになっていたということによろしいですかという部分に関しての答弁がなかったと。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

仕様書につきましては、環境性能ということで、平成28年度排出ガスの規制適合かつ平成27年燃費基準の15%達成車以上の性能を有するものということで入札を行っております。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

柴田です。

この工事はいつまで続くのかということが1点、それから、三浦の同じような堤防の補強があったんですけども、三浦は高潮だと、私、ちょっと聞いているんですね。矢口もやっぱり高潮なのか、それから津波なのか、その辺もちょっと確認したいと思ひまして、その2点です。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

矢口漁港海岸保全施設の整備事業につきましては、令和6年度の予算計上で最終年度となる、今のところ予定でございます。

高潮・津波対策につきましては、基本的には高潮もそうなんですけれども、もちろん津波も対策にもなると思いますので、高潮・津波というふうなことで考えてはございます。

以上でございます。

入江康仁議長

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

ちょっと今の高潮か津波かというのがはっきりしなかったのも、それをまたお答えいただきたいんですけども。

それと、令和6年までという、今令和4年でしょう。あと2年間ある、2回あるわけですよ、2年間というか、2つの、2年度分の予算。それが大体、想定工事費というのはどんなものなんですか。2つ、先ほどの津波か高潮か、それから将来の工事費。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

両堤防の工事に入るときに、高潮対策用の堤防工事で行ってました。そういう中で、津波、大きな津波が来まして、一定の程度の津波の波力、高潮と波力とは違いますので、一定の津波程度の波力にも耐えられるということで、少し設計を、津波にも耐えられるような設計に変えさせていただいております。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

期間につきましては、令和6年度の予算措置までで、工事につきましては、例年、予算措置した翌年に工事を行っていきますもので、令和7年度の工事で終了する予定でございます。

金額につきましては、すみません、手元にちょっと今資料が、令和3年度から令和6年度までの事業費のみしかございませんので、それでちょっとお答えさせていただきたいんですけども、交付金事業としては約2億7,000万円、町単事業としましては1億6,000万円ぐらいの計画でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

農林課長、今、柴田洋巳議員の答弁に対しては、町長は、高潮対策であったけれども、津波の波力もあってということで変更になったということだったんだけど、やっぱり町長と担当課長と一貫した答弁を言えるようにしておいていただきたいと。

これは最初から高潮対策だと、津波は関係ありませんと。だったら、津波だったら低いよという話、こんなもん津波の対策にならんやないかと、そういうきつい質疑があって、高潮対策というのは、執行部からきつく答弁した経緯があるんですよ。それを今、津波対策も交えてといったら、津波と高潮は全然違ってくるもので、やはりそのときの、波力があったもので変更したというけれども、変更した部分に対しては、我々議員も誰も聞いていないから。だから、そここのところの答弁に対しての一貫性を持ったやつを答弁していただきたい。

なぜ言うかという、柴田洋巳議員は、その当時議員になっていなかったから、分からない部分もあるから。しかし、我々古い議員は皆、それをもって、今まで予算も認めてきたわけですから。現に町長みたいに、先ほど言ったように波力があったもので変更しましたでは、これは大きな問題になってくるから、そここのところは以前に、最初に計画したときの予算、10年という期間だったけれども、そういうことを一貫した中での答弁をいただきたいと思うので、注意してください。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議長、申し訳ないです、我々はずっと関わっておりますので、担当課はちょっと動いたりしますので、そこでちょっと説明の仕方が、きちり伝わっていない部分があると思うんですが、最初は高潮対策で工事を進めてまいりました。そういう中で、東日本大震災とかが出て、一定の、高潮というのは波が高いんですけども、津波というのは津波の波力、波の力が横に来ますので、やっぱりそれでは、高潮だけでは駄目ではないのということで、県のほうの設計時にしていただいて、我々としてはそういう認識していたんですけども、担当のほうはまだ浅いものですから、申し訳ないですけども、どういう説明をどの場でしたかは分かりませんが、そういう形の中で、予算なんかも多少動いた部分がございます。そういうことでご理解いただきたいと。

そここのところの説明がうまくできていなかったのは、おわび申し上げます。

入江康仁議長

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

私が、なぜ高潮か津波かと聞いたのは、入江議員が2年ほど前に、三浦の海岸で、これは高潮だよと、そういう質問か何かをしたと思うんです。それで私、ちょっと気になっていて、2、3日前に島勝へ行く途中で現場、現状を見たんですね。それで、これは津波かな、高潮かなと、また疑問に思いました。

それと、今町長が言ったこと、変更になったことも含めて、住民の人はご存じなんですかね。ご存じですか。その辺ちょっと。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

当時、そういう変更になったときは説明していると思います。住民の方も、それでより安心やということで認めていただいているということでございますので、そういった部分の、ずっと初期の時代の話なんです。

私になって、平成21年になって、平成22年に、こういう計画を進めていくよと、三浦と矢口、両方同時にやるよという話になりました。平成23年に東日本大震災がありました。だから、高潮だけじゃなしに一定の、今の平成23年の、そういう大きなのにはもちろん耐えられないけれども、100年単位で来るような津波もありますから、そういうものにも耐えるようにしたらどうですかと県のご指示もいただいて、最初は高潮対策で始めた事業なんですけれども、平成23年にそういうことがあったので、100年レベルの津波でも一定耐えられるようにしようということで、そのときには変更ということで、住民の方にもより安心していただけるようにということで、ご説明はさせていただいていると思います。議会のほうでも、そういうお話ししていると思います。

入江康仁議長

次に、近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第28号ですね、引き続き令和4年度の随意契約で、県との随意契約1億6,480万円なんですけれども、この予算が組まれたときは、今みたいに物価高ではなくて、そういうものの価格がこの中には反映されていないと思うんですけれども、今は物価高、コロナで輸入が

できないとか、ウクライナで入らないとか、そして何よりも円安で、資材が何もかも高く、食料品ももちろんですけども、資材も大変高くなって、工業・建設業界の方も大変苦慮されているというお話も聞いております。

それで昨日、そのことに関して、県とどのような話をしているのか、担当課のほうに尋ねましたところ、まだ県とは話をしていない、そのことに関してしていないということでしたので、その後、県とどのような、この工事に関して話をされたのか、お伺いします。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

現在、今回提案させていただいた1億6,480万円なんですけれども、県のほうにも確認しましたが、物価が上昇していることは確かなんですけれども、もちろん予算範囲といいますか、契約の範囲の中で、今後工事を進めていきたいというふうな考えでございます。

もちろん物価が上昇して、計画している延長ができないというふうなこともございますので、その際は、堤防の延長を変更するというようなことも考えられるかもしれませんが、今のところは計画どおりにいくというふうな予定でおるということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

予想されるけれども、今のところはこの金額でいくということで、工事の堤防の長さが短くなることも十分予想されると思うんですね。そうすると、先ほどからの、4年でこうなつて、5年、6年で終わることに関しても、かなり計画どおり進まないような、この物価高というのは2、3年は続くだろうと言われておりますし、もっと厳しくなるのではないかなという予想もされておりますので、そこら辺は県と十分に協議していただいて、10年、令和6年度までというのが延びるということもあり得るかなと思いますので、そこら辺のところを考慮していただいて、矢口の皆さんの安全を守るために、一日も早く工事を終了すべきだと思うんですけども、町長になるかも分かりませんが、そこら辺の決意もお伺いしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおり、先行き不透明な時代でございますので、我々といたしましては、一日も早く完成を今までも目指しております。

ただ、国の交付金事業ということで、交付金の枠の中で予算を取りに行っておりますので、確実に終わるとは思いませんが、努力は精いっぱいさせていただいて、一日も早い工事完了を目指してまいります。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第29号 小型動カポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

それでは、議案第29号で5点質疑いたします。よろしく申し上げます。

まず1点目なんですけれども、51ページの提案理由の中にも、買換えに伴いということでも明記されているんですけれども、今回ハイエース購入なんですけれども、これは以前と同等品なのか、まず1点目。

2点目は、52ページなんですけれども、今回ハイエースということなんですけれども、前は、ほかのところなんかは、よく軽トラに動力ポンプを積載して使用しているところが多い

んですけれども、金額がありますよね、物品価格等。これは、軽トラとどれぐらい、以前の軽トラとどれだけ違ってくるのか。

3点目なんですけれども、ハイエースになると、あとの仕様を見ても、中に入っておるような、レール引き出し式ということなんですけれども、普通、トラック、後ろを開けてレール引き出して、それから、こうしたポンプ車を動作するという作業となると、単純に考えると、早く消火するための使い勝手がどうなのかということがありますので、その点も含めて、なぜ今回ハイエースというふうな仕様になったのかということと、それと、レール引き出しなんかをすることによって金額も変わってくると思うんですけれども、そういう部分について、幾ら金額がかかったのか。

4点目なんですけれども、艀装の取付け費の中にドライブレコーダーという項目がないんです。附属品の中に入っているのか、今回ドライブレコーダーについては、どういうふうに考えているのか。

最後の5点目、53ページ、図面の7番、ルーフラックとありますよね。これについては、今回僕もハイエースの、あまり小型ポンプ車のあれ見たことないので、今回はルーフラックをつけてありますけれども、これをつけることによって、ハイエースの上のルーフラックに何を載せることを仮定してルーフラックをつけたのか。それで、ルーフラックはどれぐらいの積載量まで大丈夫なルーフラックなのか。

この点についての5点、答弁を求めます。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

すみません、全てご質問にお答えさせていただくことは、ちょっと難しいかと思うんですけれども、手元に資料がございませんので、分かる限りのお答えとさせていただきたいと思っています。

まず、今回、車種のほうなんですけど、今回トヨタのハイエースといたしまして、今まででしたらトラック型のやつで、後ろに艀装するというような形にはなっておりました。これにつきましては、いろいろな条件をこちらから提示させていただきまして、その条件といいますのが、道路法の改正が以前ございまして、それが2017年にございまして、3月12日以降に運転免許証を取得された方、普通免許証を運転された方につきましては、準中型の免許証が

必要というふうになっております。

それらもありまして、車両総重量が3.5 t未滿の車両と4WDであること、乗車定員につきましては6名というふうに設定させていただいております。これにつきましても、団のほうと打合せのほうをさせていただきまして、車両のほうの決定のほうはさせていただいております。といったことで、ちょっと今回、特殊な車両のほうになってしまったということがあります。

今後なんですが、今後につきましても、新しい団員に入団していただくように促進も当然図っていくわけなんですが、新しい団員につきましても、普通免許証で運転ができるように、そのような車種のほう、これも団との協議をさせていただきながら、決定のほうはさせていただくんですが、進めていきたいというふうには考えております。

金額につきましてなんですが、すみません、ちょっと対照する資料がございませんので、またお知らせできたら、後日、後ほどさせていただきたいと思うんですが。

あと、ドラレコなんですが、ドラレコにつきましては、仕様書のほうには現在入っておりません。今後また必要、当然事故とか、いろいろな場面が想定されますので、これにつきましても団と相談させていただきまして、また予算計上させていただくことにはなるかと思うんですが、検討のほうをしていきたいと思っております。

ルーフラックにつきましても、いろいろな資機材を、ほかに積載する、資機材以外にも想定されるものがあるかと思っておりますので、ルーフラックというのをつけさせていただきました。それを、通常のトラックでしたら、どんどん載せていったらいいんですけども、これにつきましては箱型になっておりますので、中に入らない部分につきまして積載できたらなというふうに考えました。ルーフの荷重につきましても、仕様のほうはちょっと手元にございませんで、申し訳ありません。

すみません、レールの使い勝手なんですが、議員ご指摘のように、後ろのドアを開けて引き出してするというような部分にはなるんですが、その部分が手間にはなるかと思うんですが、それとはまたちょっと別の観点から考えさせていただきますと、装備品を野ざらしじゃないですけども、通常は倉庫に入っておるんですけども、現場に行ったときとか、当然雨とか降る場合もありますので、野ざらしにならない部分というのもメリットとして考えさせていただきます。

以上でよろしいですか、すみません。

入江康仁議長

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

分かりました。

基本的にハイエースにした理由としては、道交法の関係で免許の加減と、新しい人が入ってくると、なかなか前のやつに乗れないという状況が出てくるということだと思います。それについては、そうすることによって今後、それでハイエースとか、それができることになっていくという可能性があるということで、今答弁いただきましたので、そこら辺の理解をしました。

あと、2点目の金額の違いとか、あと5点目のルーフの重量とかは、資料を持っていないのでということでしたので、これは本会議ですので、委員会で、また担当委員の方が質問、質疑してくれると思いますので、その質疑の際は答えられるような資料を持って出席お願いしたいと思います。

あと、4点目のドライブレコーダーなんですけれども、これは前も何かのときに、僕、ドライブレコーダーをつけるべきじゃないかということで、1年ほど前に言ったことあるんです。やっぱりこれ、それで答弁では、相談してということだったんですけれども、やはり行政の使用者は、何らかのために必ずドライブレコーダーをこれから装備すると、標準装備するという考え方ですべきだと思うんです。

ほかのことでそうなんですけれども、その点について、委員会での質疑答弁のお願いとか、ドライブレコーダー等について答弁を求めます。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

すみません、委員会のほうではきちっと説明できるように、資料等の収集をさせていただきたいと思います。

すみません、答弁漏れですので、ドライブレコーダーにつきましては、議員おっしゃるとおり、行政のほうとしての立場として、つけていく方針で今後も考えていきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

車のことはお任せいたしまして、購入契約の締結ということで、議案第26号、第27号も共通しておるんですけれども、以前は何社が参加されて、そういう一覧表とか、提案の前に資料として頂いておりましたが、いつの間にかそれがなくなって、議決された後で提案されるということで、私は本当に、議会軽視ではないのかなという思いでいつもいっぱいですが、それについても前進をさせていただきたいということがまずあります。お答えしていただけるのかどうか、そういうことになっているから無理なのか。

私は、以前はあったんですね、資料として。そこら辺で、やっぱり後退してしまったのは元に戻すべきだと思うんですけれども、何を基準に、相手も何社あるかも分からない、そういうところで私たちが議員として、町民を代表して判断できるのかという点では、すごく私、議会を軽視したものだと思っておりますが、お答えできるところがありましたら、お願いしたいと思います。

入江康仁議長

中場副町長。

中場幹副町長

すみません、私のほうから少しだけご説明をさせていただきます。

入札の参加の人数は、先ほど課長が詳細説明の中で発言をさせていただいたと思います。

それと、多分、結果調書のことを議員はおっしゃっておるんだと思いますけれども、これまでのいろんな契約につきましても、ここで議決をいただいてからお渡しをするということで、これまでがそのような方向でさせていただいていますので、事前に出したことはなかったんじゃないかなとは思っています。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

私も足かけ20年やっていて、実質は16年ですけれども、以前は確かに頂いておりました。そして、何社で幾らと、率も同じやな、価格も同じやな、じゃんけんして決めるとか、そういうことも自分で質疑の前に分かっていたんですね。それが分からなくなってしまったというので、そのところはこれからのお話だと思うので、そのようにしていただきたいという要望みたいな感じですが、今回しておきます。

それは置いておきまして、今回、町内に登録されている業者の方、特殊な車両ですので、40社があるというお話をお聞きしました。その中で、どういう条件とか、そういうことも分からないので、町内に登録されている業者だったら40社の中で、先ほど私、聞き漏らしたのかも、言ったとおっしゃっていましたので、聞き漏らしたと思うんですけども、町内の方も当然入札に参加されているのだと思いますが、そこら辺のところ、もう一度、聞き漏らして申し訳ございませんが、何社があったのかというところをお聞きしたいのと、もう一点、これも今、住民の方が車を購入する場合、半年先とか1年先とか、大変購入が難しくなっていると思うんですけども、今回も、年内ではなく2月28日ということで、そういうことも考慮されて、この日付を、納入期限を決められたのだと思いますが、そのところの詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

すみません、業者につきましては、紀北町の入札参加資格名簿に登録されている業者のほうからだと思います。ただ、入札につきましては一般競争入札でございまして、公告させていただきまして、そこで応札あった業者が3社というふうになっております。

それとあと、納入期限のほうなんです、来年の2月というふうにさせていただいておるんですが、これにつきましては、普通の車両購入と違いまして、説明の中でもございました艀装といたしまして、形をちょっと変えなくてはなりません。それにつきましては日にちを要するということと、あと、今の社会情勢なんです、いろいろ、普通の車でもそうなんですけれども、なかなか納期のほうが、半導体の関係とか物品調達の関係で遅れていることもございますので、そこら辺もちょっと加味させていただきまして、来年の2月というふうに設定のほうをさせていただきました。

以上です。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

それでは、昼食のため、1時5分まで暫時休憩といたします。

(午後 0時 05分)

入江康仁議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 05分)

入江康仁議長

先ほどの議案第28号の質疑において、岩見農林水産課長から答弁の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたしたいと思います。

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

先ほどの私の答弁の中で、近澤議員からの質問の中で答弁させていただいた中で、今後の工事を進めていく中で、物価の高騰等、様々な問題が生じることがございます。ですので、その辺に関しましては、県との協議を進めながら、工事が計画どおりに進むように適切に対応していきたいと思っています。表現にちょっと不適切な部分があって、申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

以上でございます。

入江康仁議長

ただいま岩見農林水産課長から答弁の訂正の申し出がありましたことについて、許可することといたします。

また、本日、諸般の報告で、東紀州環境施設組合議会の開催を7月1日金曜日午前10時からと報告させていただきましたが、実際は午後2時からの開会ということでしたので、訂正をお願いいたします。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお、質疑は歳入及び歳出を一括で行います。質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようお願いいたします。

それでは、質疑される方はありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

歳出のほうでお伺いします。

10ページ、消防費の中の消防団活動事業費の1,855万8,000円の増なんですけれども、これは当初予算にもありまして、6月議会ですぐ補正を組んだわけで、退職する方の精査に伴うものという説明がありました。これ46人分で、思っておったより退職される方が当初よりも多くなって、すぐに補正されたのは賢明だったと思います。そして、多くなった原因は、どうということが考えられるかお伺いします。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

当初予算につきましては、過去の退職された方の平均を用いまして、15名ということで報償金のほうを積算させていただきました。

今回、46名というふうになった原因なんです、これにつきましては昨年度、今年の3月議会なんです、消防団条例のほうで定数を420人から400人に改正させていただきました。その際に、各消防団の方々との相談の下なんです、実際に活動されている方、お仕事等で活動できない方の消防団員の調査のほうをしていただきまして、その結果、46名となったんですが、当初予算編成時には、まだここまで多くありませんでしたので、今回ちょっと補正させていただくような形になったことが原因となっております。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

よく分かりました。すぐに6月で予算を組んでいただいて、皆さんに報酬が行き渡る、早く行き渡るようにしていただいて評価いたします。

そして、消防団員の報酬という、三重県下でも差があるんですけども、退職金については全国一律なのか、やはり市町で差があるのか、そのところだけお伺いいたします。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

退職金の金額につきましては、全国統一かどうかということなんですが、近隣市町では確認はさせていただいたんですが、同じ金額になっております。消防団に入団されて5年以上たれた方に対して、それぞれの階級とか勤続年数によって報償金のほうが決まっております。これにつきましても、条例のほうでも明示させていただいております。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、報告案件に入ります。

日程第13 報告第1号 令和3年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、1件の報告案件につきましてご説明をさせていただきます。

報告第1号 令和3年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）、（第11号）及び（第12号）でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額3億8,952万1,300円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上1件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課に説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、報告第1号をご説明させていただきます。

議案書の54ページをご覧ください。

報告第1号 令和3年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）第2条、令和3年度紀北町一般会計補正予算（第11号）第2条及び令和3年度紀北町一般会計補正予算（第12号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

55ページをご覧ください。

内容につきましては、令和3年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

繰越明許費につきましては、令和3年12月議会定例会の一般会計補正予算（第8号）、本年1月臨時会の一般会計補正予算（第11号）、本年3月議会定例会の一般会計補正予算（第12号）におきまして、繰越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度に繰り越した歳出予算の経費について繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款項、事業名、1列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により令和4年度に繰り越した事業は、第2款・総務費、第1項・総務管理費では、総合住民情報システム運営事業358万円でございます。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1億5,297万8,000円でございます。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費では、中山間地域総合整備事業135万円、農地中間管理機構関連農地整備事業150万円、一般土地改良事業902万円、農地防災事業2,850万円、第2項・林業費では、町有林造成事業1,555万4,000円、第3項・水産業費では、漁港管理事業1,954万9,000円、海岸保全施設整備事業1億2,875万円でございます。

第7款・土木費、第2項・道路橋りょう費では、橋りょう維持補修事業791万8,000円、第4項・港湾費では、港湾施設整備事業負担金510万円でございます。

56ページをご覧ください。

第5項・都市計画費では、都市公園整備促進事業1,572万2,300円でございます。

以上12事業を合計いたしますと、令和4年度への繰越額は3億8,952万1,300円となります。その財源につきましては、未収入特定財源としまして、国・県支出金で2億3,574万5,548円、地方債で1億2,800万円、その他3,000円は会計年度任用職員雇用保険料個人負担分で、一般財源は2,577万2,752円でございます。

以上で報告第1号 令和3年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終了し、本件については聞きおくことといたします。

入江康仁議長

ここで、委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 17分)

入江康仁議長

それでは、会議を再開いたします。

(午後 1時 18分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、6月8日水曜日は総務産業常任委員会、6月9日木曜日は教育民生常任委員会、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らいいただくようお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦勞さまでございました。

(午後 1時 19分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 9月 6日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 中津畑正量

紀北町議会議員 田島明良